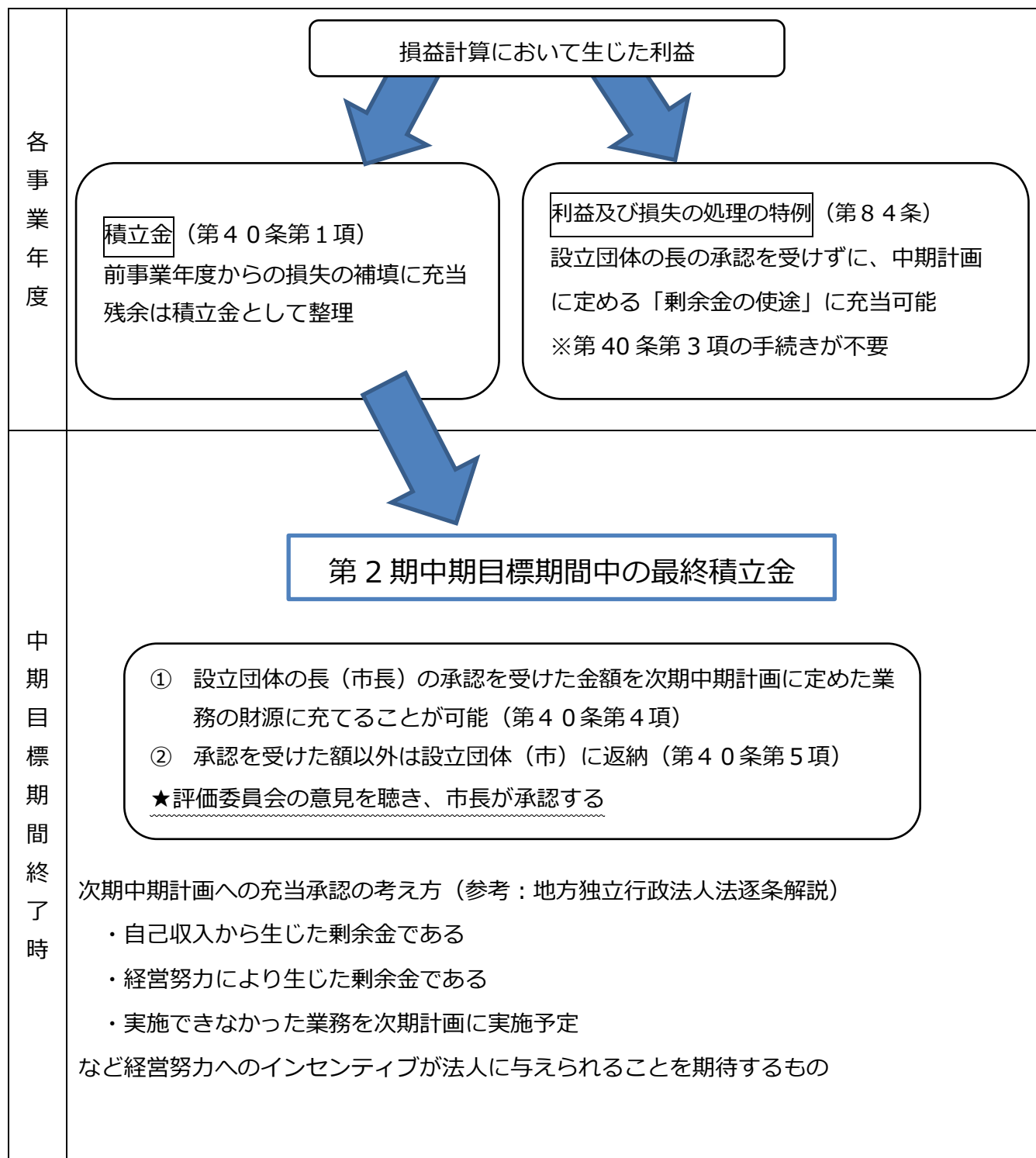


利益処分及び剰余金（積立金）について

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の、第2期中期目標期間の最終事業年度である令和5年度の損益計算において生じた剰余金については、設立団体の長である市長の承認を受けた金額を、第3期中期目標期間における業務の財源とすることができる。

1. 剰余金積立金の処理の流れ（地方独立行政法人法）



○地方独立行政法人法 抜粋

第40条（利益及び損失の処理等）

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。（特例措置あり）
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

第84条（利益及び損失の処理の特例）

公営企業型地方独立行政法人が、毎事業年度、第四十条第一項に規定する残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てる場合には、第四十条第三項の規定にかかわらず、設立団体の長の承認を受けることを要しない。